

「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制対象製品追加（家庭用のガスこんろ）に係る事前評価書

1. 政策の名称

家庭用のガスこんろ¹の安全性確保のための調理油過熱防止装置²と立ち消え安全装置³の設置義務づけ

2. 担当部局

経済産業省商務流通グループ製品安全課長 渡邊 宏

電話番号：03-3501-4707 e-mail：qqjcbbe@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成20年5月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

（1）規制の目的

今後生産される「家庭用のガスこんろ」のバーナー（火炎口）の全口に対して、調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の設置を義務付けることにより、ガスこんろからの出火を原因とする火災事故を未然に防止する。

（2）規制の内容

家庭用のガスこんろを「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法等」という。）の規制対象製品に指定し、調理油過熱防止装置及び立ち消え安全装置（以下「安全装置」という。）の設置を義務づける技術基準⁴を定め、届出事業者（製造事業者及び輸入事業者）に技術基準の適合を義務づける事前規制⁵を行う。

¹ 「ガスこんろ」とは、日本工業規格（JIS）S2091「家庭用燃焼機器用語」にて「調理用容器を用いて器体の上面で煮炊きなどを行うための五徳を備えているガス調理機器」と定義されている（写真1）。「ガスこんろ」には液化石油ガス用の場合、液化石油ガスポンペを装着したいわゆる「カセットこんろ」も含まれるが、「カセットこんろ」は既に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の政令指定品となっており、今回の規制対象ではない。

² 「調理油過熱防止装置」とは、日本工業規格（JIS）S2091「家庭用燃焼機器用語」にて「こんろで調理する天ぷら油などの加熱による火災を防止する安全装置」と定義され、調理油が自然発火する約370℃に達する前にセンサーが働き自動的にガスを止める装置（250～300℃で止める。）（写真2）。

現状、我が国のガスこんろメーカーは「あげルック」という名称にて表示を付している。



³ 「立ち消え安全装置」とは、日本工業規格（JIS）S2091「家庭用燃焼機器用語」にて「ガス燃焼機器において、点火時、再点火時の不点火、立ち消えなどによるトラブルを未然に防止する安全装置」と定義され、風などによって気が付かないうちに火が消えた場合に、センサーが働きガスを自動的に止める装置（写真3）。

⁴ ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく経済産業省令。

⁵ ガス用品又は液化石油ガス器具等の製造・輸入事業者は、事業の届出をし、届出事業者となることができる。届出事業者には、自らが製造・輸入するガス用品又は液化石油ガス器具等が技術基準に適合していることを確認する義務があり、当該義務を履行すれば、その旨を表すマーク（PS TG又はPS LPGマーク）付すことができる。



ガス用品又は液化石油ガス器具等は、当該マークがなければ、販売することができない。

写真1:ガスこんろ(グリル付きガスこんろ)



写真2:調理油過熱防止装置

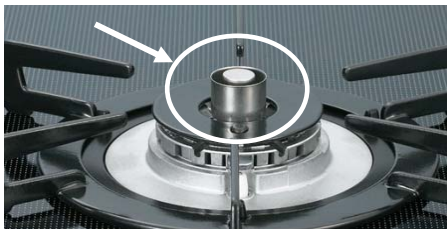


写真3:立ち消え安全装置



(3) 規制の必要性

表－1のように、我が国において、ガスこんろによる火災は、年間約5千件⁶発生しているが、そのほとんどが家庭用のガスこんろに由来するものである。また、これらの家庭用のガスこんろによる火災の多くは調理油過熱によるもの⁷(例:天ぷら火災)と見られている。これまで、このような火災事故は、家庭用のガスこんろ製品自体の不具合・故障によるものではなく、消費者の誤使用⁸によるところが多いことから、家庭用のガスこんろに係る安全性の確保については、他のガス機器のように液石法等による規制対象とせず、ガス事業者・ガス機器事業者等の自主的な取り組みによってなされてきたところである。

例えば、その取組みとして、現在、国内市場にある家庭用のガスこんろのほとんどには既に立ち消え安全装置が搭載されており、また、調理油過熱防止装置については、市場の製品中の6割以上にまで搭載されるに至っている(但し、その多くは複数口のうち1口にのみ搭載される限定的な形態)。更に、事業者・業界として、消費者に対して調理油を加熱する際には調理加熱防止装置が付いた側の口で使用することや調理中の注意事項について、広報活動を展開⁹して、正しい安全な使用を促してきた。¹⁰

⁶ 消防庁「消防白書」による。(参考)の図－1、表－1を参照。

⁷ 東京消防庁「火災概要」による。

⁸ 家庭用のガスこんろ使用時の「消費者の誤使用」とは、①天ぷら調理中にガスこんろから目を離し調理油発火し火災(天ぷら火災)に至る、②風等により気が付かないうちにガスが消火され、ガスが流れ続け滞留し、再点火した際に爆発し火災に至る、③火を消す前に調理していた鍋を取り外し、消火させないまま外出し、外出中にガスこんろ付近にあるタオル等可燃物に炎が燃え移り火災に至る、④ガスこんろの設置付近の木壁がガスこんろの炎による低温発火して火災に至る、⑤点火失敗し、何度も点火を繰り返し、その間に漏えいしたガスが滞留し、再点火したとき爆発・火災に至るなどがあげられる。

⁹ 業界全体として、年間約1億円の広報費用をかけ、新聞広告、テレビCM等を実施(業界調べ)

¹⁰ 国としては、ガスこんろだけでなく、ガス湯沸器などガス機器全般についての広報活動を実施してきている(予算約1億円)。

しかしながら、近年でも依然として、家庭用のガスこんろによる火災が発生し、減少の傾向も見られないため、今後、業界の自主的な取り組みだけでは不十分として、新たに家庭用のガスこんろを液石法等の規制の対象品目として指定し、バーナーの全口に対して安全装置の搭載を義務づけることによって、消費者の誤使用による家庭用のガスこんろ火災の徹底的な低減を図っていくこととする。

まず、調理油過熱防止装置のバーナー全口への搭載に関しては、これまでの火災事故調査では、本装置を使用した側での火災の発生は確認されていないことから、調理油過熱による火災について大幅な減少が期待される。一方、立ち消え安全装置については、実態として既にほとんどの家庭用のガスこんろに設置されているものの、既に義務付けられているガス瞬間湯沸器、ガストーブ、ガスバーナー付き風呂釜と同様に法令で指定することによって、消費者のガス燃焼機器の誤使用によるガス漏れ爆発・火災の防止・減少がより確実なものとなることを目指す。

今回の家庭用ガスこんろのように、「消費者の誤使用」を主とする製品事故への対策（未然防止のために事前規制を設置する対策）の背景としては、平成18年7月のパロマ工業製ガス瞬間湯沸器による事故の発覚等、製品安全に対する社会的意識の変化、すなわち、たとえ消費者の誤使用であっても、現に不完全燃焼（一酸化炭素中毒）による死亡事故といった重大事故が生じているところ、あらかじめ予見可能であって、一定の安全対策により予防できると考えられる場合には、メーカー等は設計・製造等にあたって配慮すべきと捉えられるような意識の変化、がある。

なお、「消費者の誤使用」による事故を未然防止するために規制を設置した例としては、1980年に家庭用のガスこんろと同程度（年間約3000件）で事故が発生していたガス風呂釜火災について、その火災の主要な原因であった空焚きを防止するために「空焚き防止装置」の搭載を義務づけたところ、事故件数はピーク時の約10%までに激減した実績がある。今回、家庭用のガスこんろにおいても、安全装置の設置を義務づけることによって、同様な効果を狙うものである。

（参考）我が国におけるガスコンロの普及及び火災件数等の状況について

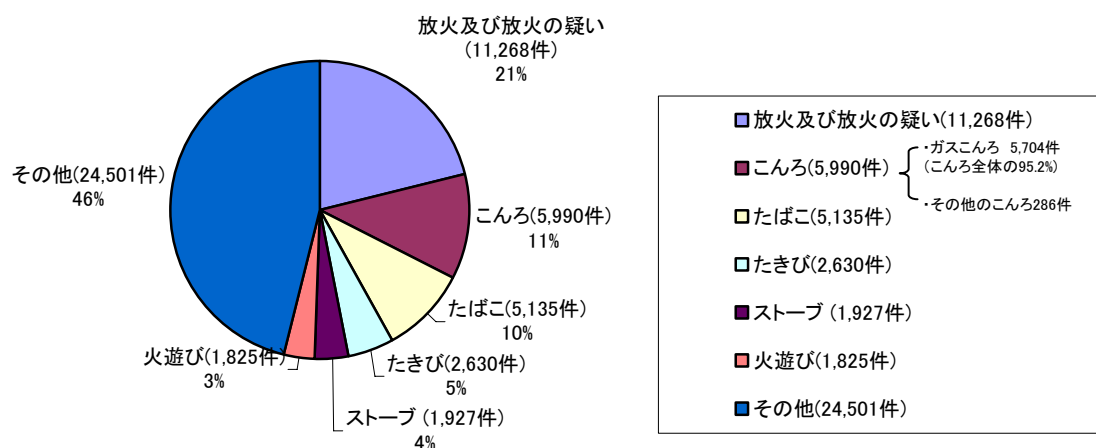
我が国では、家庭用のガスこんろは、年間約500万台を製造出荷¹¹し、約1万台について欧米から輸入している。ほぼ全世帯（家庭）へ普及し約5,000万台が使用されている。

図-1にあるように平成19年度消防白書によれば、全国の18年中の総出火件数53,276件の出火原因のうち11.2%(5,990件)を「こんろ」が占め、ワースト3に位置付けている。その「こんろ」のうち、普及率の高い「ガスこんろ」が95.2%(5,704件)と大方を占めている。こんろ火災の損害額は、18年度では約72億円で、死者数は64人（うちガスこんろを出火原因とするものは49人）である。また、建物火災に限ってみれば、出火原因のワースト1は「こんろ」となっており、年間5,899件（18.7%）となっている。

ガスこんろ火災の出火原因については、表-1にあるように「消し忘れ」によるものが70%強占めており、この10年間傾向は変わらない。また、表-2の東京消防庁調べでは、家庭でのガスこんろ使用中に天ぷら油火災に至ったものは、261件で内3割弱は調理油過熱防止装置が搭載されているが、その火災の全てが防止装置のついていない側の口を使用して発火したものであり、装置がある側からの発火は確認されていない。

¹¹ 家庭用のガスこんろ製造企業数：10社、市場規模900億円（2006年）

図－１ 火災出火原因(平成18年) 総出火件数 53, 276 件



出典：平成19年版消防白書（消防庁）

表－１ 建物火災の出火件数の推移

	H 1 0 年	H 1 1 年	H 1 2 年	H 1 3 年	H 1 4 年	H 1 5 年	H 1 6 年	H 1 7 年	H 1 8 年
建物火災 の出火件 数	32, 519	33, 330	34, 028	34, 130	34, 171	32, 534	33, 325	33, 049	31, 506
こんろを 出火原因	5, 475	5, 439	5, 550	5, 873	5, 881	5, 778	5, 853	5, 926	5, 899
消し忘れ を主な経 過とする 件数	4, 060	4, 004	3, 983	4, 192	4, 089	3, 941	4, 013	4, 123	4, 153

出典：平成19年版消防白書（消防庁）

表－２ 調理油（天ぷら油）火災と調理油過熱防止装置の関係

調理油(天ぷら油)過熱防止装置の有無と装置の使用状況		火災件数
だい調理油(天ぷら油)過熱防止装置のないガスこんろからの出火		192
調理油(天ぷら油)過熱防止装置付きガスこんろからの出火	センサーのある口を使用	0
	センサーのない口を使用	69
合計		261

出典：平成18年版消防概要（東京消防庁）

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名 称] ガス事業法施行令、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令、ガス用品の技術上の基準等に関する省令、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令

[関連条項]

- ① 上記のそれぞれの政令に規定するガス用品及び液化石油ガス器具等に、「家庭用のガスこんろ」を追加（それぞれ政令別表第一）
- ② 上記のそれぞれの省令に、家庭用のガスこんろの技術基準を追加（それぞれ別表第三）

(5) 影響を受け得る関係者

改正により影響を受ける関係者としては、下記の3者である。

- ・ 技術基準適合義務が課せられるガスこんろ製造・輸入事業者（中古販売事業者を含む）
- ・ ガスこんろを購入・使用する消費者（安全コストが製品価格に転嫁される可能性がある）
- ・ ガスこんろ事業者からの届出受入、立入検査などを行う行政機関（国、地方）

5. 想定される代替案

家庭用のガスこんろの火災事故発生を防ぐため、調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の両安全装置について、全口バーナーへの搭載を義務付ける改正案に対して、下記のような代替案が想定される。

- 代替案1：家庭用のガスこんろの製品構成は現状のまま（安全装置をバーナー全口に搭載することは義務づけず、現状の業界取組みのまま）であるが、消費者への正しい使用法の普及・周知にかかる広報をより強化（例えば、業界として広報予算を倍増）して、消費者側に安全対策を促す案。

現在、市場に出回る家庭用のガスこんろでは約6割にまで調理油過熱防止装置が普及しているが、現状でも業界で広報している「天ぷら等の揚げ物のために調理油を使用する場合は、必ず調理油過熱防止装置のついた口のバーナーを使用すること、また、家庭用のガスこんろを使用する際は着火を確認し、炎から目を離さずに、火が消えていないかよく確認して調理すること」について、現状よりも強く訴えるような広報活動（チラシ、新聞広告、テレビコマーシャル等）を強化拡大する（例えば、業界団体・個々の事業者により、広報活動費を倍増する）ことによって、消費者側に安全な使用について促し、安全対策を図る案。

- 代替案2：事業者・業界による自主的な取組みが拡大する。業界としてより安全面で対策を進め、統一的な技術基準（バーナー全口への安全装置の設置等）を定められていく。→強制法規による規制は行わない。

現状でも取り組まれている業界の自主的な対応について、更なる進展・徹底を期

待する。すわなち、バーナー全口に安全装置を搭載することを骨子とした技術基準を業界として定めるが、法令に基づく搭載義務等の強制力は持たない。製品の技術基準への適合については、現状とおり、財団法人日本ガス機器検査協会の検査を受け、業界が定めたマークを付して、業界の自主取組みで安全性の確保を図る案。

6. 規制の費用

改正案及び代替案について、各選択肢の比較を行うため、実施において必要となる費用を試算する。

(1) 【改正案】製造・輸入事業者に対し、家庭用のガスこんろのバーナーの全口に対して、安全装置の設置義務を課す場合

(効果の想定： 改正案の事故防止の効果として、過去の規制の実績を参照して、年間約5,000件のガスこんろ火災のうち90%¹²が防止されるとする。)

→ 具体的な便益の規模・額は「7. 規制の便益」を参照。

① 製造・輸入事業者の負担

・ 法令遵守費用

事業者に対する調理油過熱防止装置等の設置義務履行費用としては、開発費（製品の設計変更等）、防止装置取付け等にかかる製造設備変更等でおおよそ200億円の追加費用が必要とされ、今後4年間でその経費回収を図るとする¹³と、業界全体の年間費用として、50億円／年と推定される。

② 行政の負担

- ・ 改正案では、国（経済産業省製品安全課ガス用品班及び各地方経済産業局製品安全担当）は事業者からの届出受入事務が新たに必要となる。しかしながら、今後予想される届出件数は製造・輸入事業者で20社程度¹⁴であり、また、規制が施行された初年度が大半を占め、翌年以降数社程度と予想されることから、現在の行政組織による対応で十分可能であると考えられるため、かかる行政費用は計上しない。
- ・ さらに、届出がなされた製造・輸入事業者について、国の定めた技術基準に適合させて製造、出荷しているかを調査するため、国として、経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が立入検査を行うことになるが、既に規制が課されている他のガス機器で立入検査が実施されている事業者も多いため、今回、新たに家庭用のガスこんろを指定製品の追加を行っても、年間の立入検査数としては、これまでとほぼ同数の検査件数（年間約

¹² 90%の減少効果については、前述の1980年のガス風呂釜機器にかかる、空焚きを防止するための安全装置の搭載を義務化による事故件数の減少（ピーク時の約10%までに激減）を参照した。

¹³ 社団法人ガス石油機器工業会からの聴取による。

¹⁴ 社団法人ガス石油機器工業会等メーカー団体等からの聴取による。

３０件）程度と想定されるため、この行政費用についても計上しない。

- ・ 一方、地方（都道府県）においては、販売事業者がＰＳＬＰＧやＰＳＴＧマークを付していないガスこんろを販売していないか販売事業者へ立入検査を行っている。前述した国による技術基準適合の立入検査と同様、これまでも他のガス製品について立入検査を実施しており、年間の立入検査数としては、新たにガスこんろを加えても、これまでとほぼ同数の検査件数（年間約９００件）程度と想定されるため、計上しない。

③ 消費者の負担

規制による直接的な費用は発生しないが、間接的な影響として、製造・輸入事業者が行う安全装置等の設置義務履行及び技術基準適合検査等にかかる費用が、将来的に、製品価格として転嫁される可能性がある。

④ 負担総額

以上、関係者への負担；５０億円／年

（２）【代替案】

●代替案１（正しい使用法の周知徹底等による消費者側での安全対策）の場合

ガス事業者の団体及びガスこんろメーカーでは、これまで表－３のように広報活動費¹⁵をかけ、調理油防止装置のある口のバーナーにて天ぷら等の揚げ物をし、ガスこんろ使用中は目を離さないなどの内容を含む安全にかかる広報活動を行ってきた。この広報活動をより強化・拡大して、消費者側がより安全にガスこんろを使用するように促していく。

表－３ ガスこんろ安全にかかる広報活動費と火災件数との比較

	平成16年	平成17年	平成18年
広報費(単位:万円)	6,300	6,900	7,800
ガスこんろ火災件数	5,659	5,713	5,704

出典:平成19年版消防白書

（効果の想定：事故防止の効果として年間約５，０００件のガスこんろ火災のうち、１０％¹⁶が防止されるとする。）

→ 具体的な便益の規模・額は「７．規制の便益」を参照。

① 製造・輸入事業者の負担

¹⁵ 原子力安全・保安院、社団法人ガス協会、社団法人日本ガス石油機器工業会から聴取による。

¹⁶ 代替案１の防止効果１０％については、仮定である。表－３が示すように、業界全体として広報活動は費用を増加させて実施しているが、ガスこんろによる火災は依然として減少傾向は見えない。また、業界が消費者にアンケート調査した結果、回答した消費者の７８％が調理油過熱装置の機能を知っており既に高い認知度があることも分かっていることも踏まえると、仮に、広報活動を強化して、消費者が更に安全対策を強化し事故件数の減少に貢献したとしても、その効果は限定的と考えられる。したがって、広報予算を倍増（約２億円／年の負担）したとしても、ガスこんろによる火災件数は現状のまま、仮に、効果が認められたとしても微減であると思われるが、本試算においては、「高めの設定」として、事故件数が１０％減少するものと仮定する。

今後、業界全体として、現状約１億円／年の広報予算を倍増（約２億円／年の負担）することにより、消費者が、家庭用のガスこんろを正しく使用できるよう、積極的な広報を行うとする。→追加負担額としては、１億円。

②行政の負担

なし。

③消費者の負担

具体的な費用負担はないが、ガスこんろの機器自体に安全装置が組み込まれないため、業界が広報する情報を捕捉・理解し、消費者側でより安全にガスこんろを使用する意識が求められる。

④負担総額

以上、関係者への負担： １億円／年

●代替案２（業界の自主的な取組の拡大）を実施する場合

（効果の想定： 事故防止の効果として、業界の自主的な取組であることから改正案の効果（９０％減少）の半分とし、４５％¹⁷と仮定する。）

→ 具体的な便益の規模・額は「７．規制の便益」を参照。

① 製造・輸入事業者の負担

・自主規制費用

業界で定めた技術基準に従う事業者は、調理油過熱防止装置等の設置履行費用として、開発費、製造設備変更等が新たに必要となる。しかし、あくまで、自主的な取組みに任せ、全事業者で対応が行われるとは限らないため、必要な費用も改正案の半分の規模と仮定し、１００億円にとどまるとする（経費回収は４年間で同様）¹⁸。その場合、業界全体で、２５億円／年の費用負担が必要となると推定される。

② 行政の負担

なし。

③ 消費者の負担

代替案実施による直接的な費用ではないが、間接的な影響として、製造・輸入事業者が行う調理油過熱防止装置等の設置義務履行及び技術基準適合検査等にかかる費用が製品価格に転嫁される可能性がある。

¹⁷ 代替案２の防止効果４５％についても仮定である。技術基準の策定を業界で策定しても、装置の搭載については各事業者の自主的な取り組みであり、強制力がないことから、全口設置義務付けの改正案に比べて、約半分しか効果がないと仮定（普及率でいえば、現状では６割の普及率であることから、約８割にまで水準が上昇するものと仮定）。この普及率向上に伴って、事故件数減少についても、改正案（９０％減少）の半分の寄与があるとした。

但し、この効果の水準については高めの設定である。既に、現在の普及率６割それ自体が業界の自主的な取組みとして進められてきた結果であり、それ以上の取組みを期待しても更なる進展は難しいと考えられるからである。

¹⁸ 社団法人日本ガス石油機器工業会から聴取による。

④ 負担総額

以上関係者への負担 25億円／年

7. 規制の便益

家庭用のガスこんろによる火災は、前述のとおり、年間5,000件程度発生しているが、今回の改正案あるいは代替案では、その火災による被害（物質的、人的）を減少させる便益が期待される。

まず、家庭用のガスこんろ製品の事故発生件数が減少すると、家庭用のガスこんろを原因とする火災による年間の物質的な損害額（建物損害額として年間約68億円と推定）が減少する¹⁹。

さらに、家庭用のガスこんろ火災による年間死亡者は49名であることから、1名当たり約2億円の損害額²⁰と仮定すると、2億円×49人／年＝98億円／年の人身損害額が発生していることになるが、この減少にも寄与する。

改正案では、今後、家庭用のガスこんろに係る火災は大方防ぐことができると予測されることから、これら両損害額について大きく減少させることが期待できる。一方、代替案では、いずれの案でも、改正案に比べて限定的な効果しかないと予測されることから、依然として損害額が残ることになる。

1) 【改正案】

現状に比べて、家庭用のガスこんろ火災が90%減少するものと仮定する（→過去の規制の実績より仮定した効果）

- ①家庭用のガスこんろを原因とする火災による消費者の建物損害額が68億円／年から7億円／年に減少する。
- ②家庭用のガスこんろを原因とする火災による消費者の死亡損害額が98億円／年から10億円／年に減少する。
- ③現状と比べ改正案を実施することによる便益は、措置前後の損害額の差額として、すなわち、改正前の年間損害予想額166億円（68億円＋98億円）から改正後の被害予想額17億円を減じた結果の年間149億円と推定する。

(2) 【代替案】

●代替案1（正しい使用法の周知徹底等による消費者側での安全対策）の場合

改正案と同様に試算を行い、家庭用のガスこんろを原因とする火災件数が微減（10%）すると仮定すると、

- ①家庭用のガスこんろを原因とする火災による消費者の建物損害額が68億円／

¹⁹ 平成18年のこんろ火災による損害額は71億5,241万円であり、こんろ火災の件数に占めるガスこんろを原因とする火災は95.2%であることから、推定。

²⁰ 人命の価値については、国・組織・評価対象分野によって幅があるが、我が国では、死亡による一名あたりの損失額（死亡損失、逸失利益、訴訟費用、治療コスト等の和）として試算すると、約2～3億円と換算されている（米国4億円、英国3億円）。（出典）平成18年度内閣府調査「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査研究」

年から61億円／年になる。

②家庭用のガスこんろを原因とする火災による消費者の死亡者損害額が98億円／年から88億円／年になる。

③現状と比べ代替案1を実施することによる便益は、改正前の年間損害予想額166億円から代替案1による損害予想額149億円を減じた結果として、17億円と試算される。

●代替案2（業界による自主的な取組みの拡大）の場合

同様に便益の試算を行い、家庭用のガスこんろを原因とする火災は、改正案に比べて効果が半減し、現状より45%減少すると仮定すると、

①家庭用のガスこんろを原因とする火災による消費者の建物損害額が現状の68億円から45%減少し、37億円になる。

②家庭用のガスこんろを原因とする火災による消費者の死亡者損害額が現状の98億円から45%減少し、54億円／年になる。

③現状と比べ代替案2を実施することによる便益は、改正前の年間損害予想額166億円から代替案2による予想損害額91億円を減じた75億円となる。

8. 政策評価の結果

【各選択枝の費用便益分析（費用、便益、純・便益）の結果】

		(費用)	(便益)	(純・便益)
改正案（義務付け）	:	▲50億円	+ 149億円	= 99億円／年
代替案1（広報活動強化）	:	▲1億円	+ 17億円	= 16億円／年
代替案2（自主的な取組）	:	▲25億円	+ 75億円	= 50億円／年

【各選択枝の評価】

家庭用のガスこんろの火災事故を防止するための対策としては、今回の改正案のようにバーナー全口に安全装置の設置を義務付ける措置の他、正しい使用方法の周知徹底など広報活動の更なる強化による消費者の安全対策の強化（代替案1）、及び、業界の自主的な取組（統一的な技術基準の策定と実践；代替案2）などが、手段として考えられる。

家庭用のガスこんろ火災に関しては、その発生原因として消費者の誤使用が多い現状を踏まえると、消費者への正しい使用方法の周知徹底について現状よりも積極的に取り組んでいくことは重要ではあるが、消費経済審議会においても、消費者の誤使用に関しては「知っていても、というっかり揚げ物中に目を離したり、天ぷら調理に調理油過熱防止装置のついていない側の口を使用したりするものである。周知を徹底するだけでは限界がある。」と審議されたように、広報活動の強化によって消費者に安全を求めていく案では、事後防止の効果は限定的といえる。

また、安全装置設置など技術基準の自主策定については、既に現状として、業界の自主的な取組が行われており、更にそれを上回る対策について期待しても、これ以上安全装置の普及率等が著しく向上する余地があるかは不明であるといえ、その結果、

十分な事故の減少は担保できず、消費者に事故による損害・負担が残ることになる。

一方、改正案では、業界団体に加盟していない事業者や輸入事業者も全て対象となることから、今後、我が国において販売される家庭用のガスこんろはすべて全口に安全装置が搭載された安全なガスこんろになることが保証される。現在のガスこんろの使用年数を考慮すれば、およそ１０年後には、ほとんどの家庭のガスこんろが安全なガスこんろに置き換わりことが期待できる。審議会においても、消費者からの要望はもちろんのこと、ガス供給事業者からも国の規制により安全な家庭用のガスこんろを普及させることが効果的であるとの意見が示されている。

さらに、現状分析及び各種仮定の上に試算した費用効果分析の試算結果をみると、改正案では、他の代替案に比べて、実施に要する費用は最も多くなるものの、火災事故が大きく減少するため便益の額も大きくなっている。また、その差として表れる「純・便益」（社会全体としての効用）でみても、改正案は（他の代替案は得られる便益を高めに見積もっているにも拘わらず）最も大きくなっている。²¹

これらの結果をまとめると、代替案に比べ、より多くの事故を防止でき、また社会全体としても大きな効用が見込まれる改正案を選択することが妥当である。

9. 有識者の見解、その他関連事項

平成１９年４月及び同年１２月の総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会、消費経済審議会製品安全部会の３合同部会において、また、平成２０年３月産業構造審議会製品安全小委員会と消費経済審議会製品安全部会の合同会議において、「家庭用のガスこんろ」に対しての強制法規化の必要性について、有識者により審議がなされ、規制強化が必要との結論に至った。

10. レビューを行う時期又は条件

制度開始以降に出荷された「家庭用のガスこんろ」が、流通して５年が経過した時期（平成２４年度＋経過措置期間（１年間）＝平成２５年度）。

11. 備考

今回、規制の事前評価を行うにあたり、製品事故を防止する効果そのものについては単純に金銭的に置き換えた上での評価が困難であることを踏まえ、規制の導入による事故一件当たりの費用対効果で便宜上相対比較することとした。したがって、本評価書で試算している数値はあくまでも試算上仮定している数値であることに留意する必要がある。

²¹ 仮に、便益額に影響する人命価値の単価について、一人当たりの額を１億円、３億円と増減させても、その傾向は変化しない。